

此花区児童遊園整備費補助金交付要綱

此花区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、此花区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、此花区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 此花区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、此花区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、此花区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、此花区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、此花区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、此花区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、此花区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、此花区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、此花区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、此花区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するように努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
四貫島児童遊園	352.84	四貫島 2-26
恩貴島北児童遊園	237.16	酉島 1-6
朝日児童遊園	234.04	朝日 2-12
西九条第一町会ちびっこ広場	69.49	西九条 1-3

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度此花区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

此花区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果（具体的に）



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった此花区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び此花区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった此花区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

此花区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた此花区児童遊園整備費補助金の交付決定について、此花区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

此花区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

此花区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した此花区児童遊園整備費補助金について、此花区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

此花区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
此花区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

此花区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
此花区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
此花区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

西区児童遊園整備費補助金交付要綱

西区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、西区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、西区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、 150 m^2 以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円、 150 m^2 未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額1万8千7百5十円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 西区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、西区児童遊園整備費補助金交付

決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、西区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、西区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、西区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、西区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、西区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、西区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの

(2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの

(3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、西区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合

(2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、西区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積	所在地
九条中三児童遊園	671.42	九条南3-12

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度西区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

西区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった西区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び西区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった西区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

西区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた西区児童遊園整備費補助金の交付決定について、西区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

西区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

西区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した西区児童遊園整備費補助金について、西区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

西区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、西区児童遊園整備費補助金交付要綱第11条
の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
西区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
西区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

西区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
西区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
西区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

港区児童遊園整備費補助金交付要綱

港区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、港区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、港区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 港区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、港区児童遊園整備費補助金交付

決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、港区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、港区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、港区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、港区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、港区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、港区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの

(2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの

(3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、港区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合

(2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、港区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施工する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
池島児童遊園	250.02	池島 2-8
南市岡児童遊園	612.32	南市岡 1-10
南境川児童遊園	529.88	市岡元町 1-5
市岡児童遊園	471.38	市岡 1-6
八幡屋児童遊園	831.87	八幡屋 3-2
磯路児童遊園	593.86	磯路 3-19
寿児童遊園	254.99	弁天 4-11
安治川児童遊園	325.50	弁天 5-1
築港西児童遊園	747.61	築港 2-4
新夕凧児童遊園	211.24	夕凧 1-10
市岡元町児童遊園	241.18	市岡元町 2-2
弁天3丁目児童遊園	180.88	弁天 3-2
田中児童遊園	264.60	田中 2-5
千代見ちびっこ広場	170.51	弁天 5-7
市岡国道横ちびっこ広場	103.46	南市岡 3-9
三先ちびっこ広場	158.64	三先 1-14
波除ちびっこ広場	142.96	波除 4-4

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度港区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

港区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった港区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び港区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった港区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

港区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた港区児童遊園整備費補助金の交付決定について、港区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

港区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

港区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した港区児童遊園整備費補助金について、港区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

港区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、港区児童遊園整備費補助金交付要綱第11条
の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
港区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
港区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

港区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
港区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
港区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

大正区児童遊園整備費補助金交付要綱

大正区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、大正区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、大正区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 大正区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、大正区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、大正区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、大正区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、大正区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、大正区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、大正区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、大正区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、大正区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、大正区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
北村児童遊園	670.08	北村 1－1 2
三西皓養社児童遊園	924.95	泉尾 1－8
小林児童遊園	264.34	小林西 2－5
鶴町児童遊園	664.03	鶴町 1－7
北村西児童遊園	656.88	北村 2－6
南恩加島児童遊園	640.52	南恩加島 2－8

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度大正区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

大正区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大正区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大正区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった大正区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

大正区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた大正区児童遊園整備費補助金の交付決定について、大正区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

大正区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

大正区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した大正区児童遊園整備費補助金について、大正区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

大正区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
大正区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

大正区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
大正区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
大正区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱

浪速区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、浪速区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、浪速区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 浪速区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、浪速区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、浪速区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、浪速区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、浪速区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、浪速区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、浪速区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、浪速区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、浪速区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、浪速区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積	所在地
芦原東児童遊園	383.34	塩草3-1 1
幸町ちびっこ広場	174.63	幸町3-1

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度浪速区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

浪速区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浪速区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった浪速区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

浪速区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた浪速区児童遊園整備費補助金の交付決定について、浪速区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

浪速区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

浪速区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した浪速区児童遊園整備費補助金について、浪速区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

浪速区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
浪速区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

浪速区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
浪速区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
浪速区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

東成区児童遊園整備費補助金交付要綱

東成区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東成区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、東成区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 東成区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、東成区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、東成区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、東成区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、東成区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、東成区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、東成区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、東成区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東成区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、東成区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
中本4丁目児童遊園	278.77	中本4-5
本六児童遊園	390.10	大今里南6-10
さつき児童遊園	244.55	大今里西1-19
南五中児童遊園	355.80	大今里南4-8・9
中本1丁目児童遊園	187.74	中本1-5
南五北ちびっこ広場	148.19	大今里南4-1

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度東成区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

東成区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東成区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び東成区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東成区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

東成区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた東成区児童遊園整備費補助金の交付決定について、東成区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

東成区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

東成区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した東成区児童遊園整備費補助金について、東成区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

東成区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東成区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東成区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東成区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
東成区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

生野区児童遊園整備費補助金交付要綱

生野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、生野区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、生野区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 生野区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、生野区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、生野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、生野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、生野区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、生野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、生野区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、生野区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、生野区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、生野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積 (m ²)	所在地
大友三北児童遊園	700. 27	小路東 2 – 4 ~ 9
源ヶ橋児童遊園	479. 56	生野西 2 – 7
四条西児童遊園	2, 008. 20	巽南 1 – 9
小路東仲よし児童遊園	174. 80	小路東 1 – 1 4
巽児童遊園	292. 41	巽中 3 – 1 8
北鶴橋児童遊園	219. 16	鶴橋 2 – 1 1
田島児童遊園	245. 14	田島 4 – 2 0
生野ふれあい児童遊園	5, 337. 34	生野東 4 – 1

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 压) 残 土 处 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 険 力 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 処 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度生野区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

生野区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び生野区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった生野区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

生野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた生野区児童遊園整備費補助金の交付決定について、生野区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

生野区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

生野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した生野区児童遊園整備費補助金について、生野区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

生野区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
生野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

生野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
生野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
生野区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

旭区児童遊園整備費補助金交付要綱

旭区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、旭区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、旭区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 旭区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、旭区児童遊園整備費補助金交付

決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、旭区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、旭区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、旭区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、旭区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、旭区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、旭区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの

(2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの

(3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、旭区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合

(2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく市長の处分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、旭区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
さくら児童遊園	165.18	赤川2-13
寶善寺広場児童遊園	383.86	高殿7-7

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度旭区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

旭区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった旭区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び旭区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった旭区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

旭区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた旭区児童遊園整備費補助金の交付決定について、旭区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

旭区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

旭区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した旭区児童遊園整備費補助金について、旭区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

旭区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第11条
の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
旭区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

旭区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
旭区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
旭区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱

阿倍野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、阿倍野区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、阿倍野区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 阿倍野区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、阿倍野区児童遊園整備費補助金

交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、阿倍野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、阿倍野区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、阿倍野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、阿倍野区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、阿倍野区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、阿倍野区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

（関係書類の公表）

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するように努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年2月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
共立児童遊園	578.51	共立通1-1
睦児童遊園	437.78	天王寺町北2-2
晴明通児童遊園	440.02	晴明通3
八反田児童遊園	678.46	天王寺町南1-6
曙児童遊園	289.65	天王寺町北2-24
苗代田児童遊園	854.00	阪南町1-13
長池ちびっこ広場	132.00	桃ヶ池町1-13
はちの子ちびっこ広場	180.71	天王寺町南1-5

別表2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 険 力 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 裝 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 增 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度阿倍野区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

阿倍野区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額(円)
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

①所在地（住所）-----

②開園年月日 昭和・平成 年 月 日

③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

(補助金交付決定日を記入)

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阿倍野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった阿倍野区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

阿倍野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた阿倍野区児童遊園整備費補助金の交付決定について、阿倍野区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

阿倍野区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

阿倍野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した阿倍野区児童遊園整備費補助金について、阿倍野区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

阿倍野区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第1
1条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日

完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
阿倍野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

阿倍野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
阿倍野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、阿倍野区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱

住之江区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、住之江区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、住之江区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 住之江区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、住之江区児童遊園整備費補助金

交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、住之江区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、住之江区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、住之江区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、住之江区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、住之江区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、住之江区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住之江区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、住之江区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
開発児童遊園	299.00	粉浜西2-12
中加賀屋児童遊園	229.00	中加賀屋3-3

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度住之江区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

住之江区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住之江区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住之江区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

住之江区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた住之江区児童遊園整備費補助金の交付決定について、住之江区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

住之江区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

住之江区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した住之江区児童遊園整備費補助金について、住之江区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

住之江区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第1
1条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住之江区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住之江区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住之江区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、住之江区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱

住吉区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、住吉区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、住吉区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、 150 m^2 以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、 150 m^2 未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 住吉区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、住吉区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、住吉区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取下げようとするときは、住吉区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取下げることができる。

- 2 申請の取下げをすることができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、住吉区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、住吉区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、住吉区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。
 - (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、住吉区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、住吉区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、住吉区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
鶴ヶ丘児童遊園	990.00	長居1-10
第二万代児童遊園	712.09	万代6-8
遠里小野3丁目第2児童遊園	241.43	遠里小野3-13
清水丘児童遊園	1141.15	清水丘3-6
中一北児童遊園	240.48	墨江1-6
山之内元町児童遊園	309.00	山之内元町3
南住吉三児童遊園	391.49	南住吉3-8

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 处 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 定 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 增 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度住吉区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

住吉区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった住吉区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

住吉区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた住吉区児童遊園整備費補助金の交付決定について、住吉区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

住吉区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

住吉区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した住吉区児童遊園整備費補助金について、住吉区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

住吉区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

住吉区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱

東住吉区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 7. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、東住吉区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、東住吉区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 東住吉区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、東住吉区児童遊園整備費補助金

交付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、東住吉区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、東住吉区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、東住吉区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、東住吉区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、東住吉区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

（1）補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

（2）補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、東住吉区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、東住吉区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、東住吉区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
新和会児童遊園	990.00	杭全7-13・14
今五児童遊園	810.00	西今川3-16
矢田中高架下児童遊園	674.32	矢田2-21
杭一児童遊園	476.16	杭全1-7
東田辺児童遊園	396.27	東田辺3-18
北田辺・今川高架下児童遊園	764.43	北田辺6-24
今川・駒三高架下児童遊園	376.25	駒川3-20
育和児童遊園	461.05	杭全2-11・13

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度東住吉区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

東住吉区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった東住吉区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

東住吉区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた東住吉区児童遊園整備費補助金の交付決定について、東住吉区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

東住吉区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

東住吉区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した東住吉区児童遊園整備費補助金について、東住吉区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

東住吉区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第1
1条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したの
で、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

東住吉区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
東住吉区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したの
で、東住吉区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知
します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

平野区児童遊園整備費補助金交付要綱

平野区シティマネージャー決裁

制定 平. 25. 3. 29

改正 令. 3. 4. 1

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号。以下「規則」という。）、に定めるもののほか、平野区児童遊園整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成と各種の事故防止に資するため、児童遊園を安全・安心で快適な場所として維持することを目的とした、平野区児童遊園整備事業に対して補助金を交付する。

(補助対象及び補助金額)

第3条 補助の対象となる箇所は、市長が承認した別表1に定める児童遊園とし、対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的を達成する事業とする。

2 前項の補助対象事業の対象経費は別表2に定める経費とし、補助金額は予算の範囲内で対象経費の額の2分の1以内とし（補助金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）、150m²以上の児童遊園については1ヶ所当たり年額7万5千円、150m²未満の児童遊園については1ヶ所当たり年額3万7千5百円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 当該年度において補助金の交付を受けようとする者は、事業着手の30日前までに次の各号に掲げる書類を、区長を通じて市長に提出しなければならない。

- (1) 平野区児童遊園整備費補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 見積書又は見積書の写し
- (3) 整備しようとする箇所の写真
- (4) 整備の内容のわかる図面

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、平野区児童遊園整備費補助金交

付決定通知書（様式第2号）により補助金の交付の申請を行った者（以下「補助申請者等」という。）に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときには、理由を付して、平野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により補助申請者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

（申請の取下げ）

第6条 補助申請者等は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、平野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書（様式第4号）により申請を取り下げることができる。

- 2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

（補助対象事業の変更等）

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者等」という。）は、補助対象事業の内容等の変更をしようとするときは、平野区児童遊園整備費補助金変更承認申請書（様式第5号）を、補助対象事業の中止又は廃止をしようとするときは、平野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書（様式第6号）を市長に提出し承認を受けなければならない。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、平野区児童遊園整備費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）により補助事業者等に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定の取消し又は変更により特別に必要となった次に掲げる経費に限り、補助金を交付することができる。

- (1) 補助対象事業に係る機械器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
- (2) 補助対象事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要す

る経費

4 第4条から前条までの規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

(補助対象事業の適正な遂行)

第9条 補助事業者等は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者等に対して報告を求め、又は当該補助事業者等の承諾を得た上で職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者等は、補助対象事業を当該年度の2月末日までに完了し、平野区児童遊園整備費補助金実績報告書（様式第8号）に規則第14条各号に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- (2) 完了写真など補助対象事業の実績を確認できるもの
- (3) 整備の内容のわかる図面

(補助金の額の確定等)

第12条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときは、書類の審査、領収書等根拠資料の審査等により、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、平野区児童遊園整備費補助金額確定通知書（様式第9号）により、補助事業者等に通知するものとする。

(交付の時期等)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者等から請求を受けた日から30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助事業者等が次の各号に該当する行為を行った場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用するなどの不適切な会計処理を行った場合
- (2) 補助対象事業に関して、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若

しくはこれに基づく市長の処分等に違反した場合

(3) 政治的行為を行ったと認められる場合や法令又は公序良俗に反する活動を行った場合

2 前項の規定は、補助事業者等について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は速やかにその旨の理由を付して、平野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第15条 補助事業者等は、補助対象事業にかかる経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第12条の通知を受けた日から5年間保存しなければならない。

(関係書類の公表)

第16条 市長は、補助対象事業にかかる事業計画書並びに収支決算書に関する関係書類について、原則として公表するものとする。なお、補助事業者等も自主的に公表するよう努めるものとする。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附則 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

児童遊園名称	面積(m ²)	所在地
立江児童遊園	971.97	西脇1-18・19・21
ひばり児童遊園	600.00	平野馬場1-14
加美東児童遊園	1315.00	加美東5-8
瓜破西児童遊園	1046.00	瓜破6-8
菜乃花の里児童遊園	614.94	長吉川辺4-1
瓜破西ちびっこ広場	266.20	瓜破西2-2
すみれちびっこ広場	120.66	瓜破7-4

別表 2

補助金交付基準

項目	内 容
整 地	土 の 補 充 整 地 (転 壓) 残 土 処 分
遊 具	新 設 ・ 増 設 移 設 ・ 撤 去 危 險 カ 所 の 補 修 塗 裝
砂 場	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 改 装 ・ 補 修 砂 の 補 充
外 柵	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去 塗 裝
花 壇	新 設 ・ 増 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
樹 木	植 栽 伐 採 剪 定 剪 枝 处 分 害 虫 駆 除
藤 棚 (日 覆)	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
外 灯	新 設 ・ 増 設 補 修 ・ 撤 去
給 水 施 設	新 設 ・ 移 設 補 修 ・ 撤 去
看 板	新 設 補 修
倉 庫	新 設 ・ 移 設 補 修
その他の施設	ベンチの新設・補修 ごみかごの新設・補修

本表に規定しないものについては、次の基準により、その都度平野区シティマネージャーが決定する。

- (1) 児童遊園の構成要素として、その必要性の認められる物件、施設についての新設・補修等については、原則として、全額を対象とする。
- (2) 用具類、奉仕活動者への報酬、廃園のための整備については、補助の対象としない。

(様式第1号)

平野区児童遊園整備費補助金交付申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額 金 円

2 補助事業等の名称、目的、内容及び着手予定日

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

(4) 着手予定日 令和 年 月 日

3 補助事業の計画

①整備を申請する理由・期待される効果(具体的に)



② 整備内容（支出）

増設・修理の別 (○をつける)	内 容	数 量	金 額（円）
新設・補修 撤去・他			
総経費			

③資金調達計画（収入）

自己資金	円	寄付金	円
その他	円	市補助金	円
()			

4 児童遊園の概要

- ①所在地（住所）-----
- ②開園年月日 昭和・平成 年 月 日
- ③前回整備費補助金交付年月日 平成・令和 年 月 日

（補助金交付決定日を記入）

5 添付書類

- ①見積書又は見積書の写し
- ②整備しようとする箇所の写真
- ③整備の内容のわかる図面

(様式第2号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園整備費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった平野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付することとしたので、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金_____円

2 補助金の交付の条件

- (1) 本交付決定通知後、その事業内容に変更が生じる場合、及び中止又は廃止する場合には市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 市長が補助金の適正な執行を期すため、補助事業者等に対して報告を求め又は本市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (3) その他、大阪市補助金交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び平野区児童遊園整備費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園整備費補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった平野区児童遊園整備費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

平野区児童遊園整備費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて通知のあつた平野区児童遊園整備費補助金の交付決定について、平野区児童遊園整備費補助金要綱第6条第1項の規定により申請を取下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第5号)

平野区児童遊園整備費補助金変更申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、次の理由により内容等を変更したいので、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更内容	
変更理由	

(申請金額変更の場合のみ記入)

変更前 金 円 → 変更後 金 円

(様式第6号)

平野区児童遊園整備費補助金中止・廃止承認申請書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園整備費補助金

事情変更による交付決定取消・変更通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した平野区児童遊園整備費補助金について、平野区児童遊園整備費補助金要綱第8条第2項の規定により、次のとおり取消し・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第8号)

平野区児童遊園整備費補助金実績報告書

令和 年 月 日

(提出先) 大阪市長

住 所

(法人その他の団体にあっては

主たる事務所の所在地)

団 体 名

代表者氏名

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業について、平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第11
条の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助事業等の名称

2 補助金の予定金額 金 円

3 期間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

4 収支

① 収入

市補助金	団体等資金	その他	計(総事業費)
円	円	円	円

② 支出

内 容	数 量	単価(円)	金 額(円)
合 計			

5 添付書類

- ・領収書の写し等経費の支出を確認できるもの
- ・完了写真など事業の実績を確認できるもの
- ・整備の内容のわかる図面

(様式第9号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園整備費補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
平野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、
平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

確定金額 金 円

(様式第10号)

大阪市指令建第_____号
令和 年 月 日

様

大阪市長

平野区児童遊園整備費補助金交付決定取消通知書

令和 年 月 日付け大阪市指令建第 号にて交付決定した
平野区児童遊園整備費補助金については、次のとおり交付決定を取消したので、
平野区児童遊園整備費補助金交付要綱第14条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由